

## 坂町木造住宅耐震診断補助事業

# 木造住宅耐震診断資格者登録のご案内について

坂町木造住宅耐震診断補助事業は、一定の要件を満たす木造住宅（戸建住宅又は併用住宅）の耐震診断について、耐震診断資格者が実施する耐震診断に要する費用の一部を補助する制度です。

当該補助事業に係る耐震診断を行う場合には、坂町へ木造住宅耐震診断資格者として登録する必要があります。

坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱に基づき木造住宅耐震診断資格者として、坂町に登録すると、「坂町木造住宅耐震診断資格者名簿」に登録され、坂町ホームページ及び坂町役場の窓口において町民等の閲覧用として提供されます。

また、耐震診断資格者は、本事業を利用して耐震診断を受けようとする町民の依頼に対して、(財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」に基づいて耐震診断を実施し、診断結果報告書の作成を行い、耐震性についてのアドバイスをを行います。

### ■木造住宅耐震診断資格者登録資格

登録条件A	登録条件B
・ 建築士法第2条の規定による1級建築士、2級建築士もしくは木造建築士。 ・ 法人又は個人事業主（建築士法第23条第1項の規定による登録を受けた方に限る。）に直接雇用されている方又は当該個人事業者。  ※すべての項目に該当する必要があります。	(1) 地方公共団体又は(財)日本建築防災協会等の主催する木造住宅の耐震診断と補強方法に関する木造住宅耐震診断講習会を受講した者。
	(2) 地方公共団体又は(財)日本建築防災協会等の主催する鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造に関する耐震診断基準、耐震改修設計指針等の講習会を受講した者。
	(3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物について耐震診断を実施し、(社)広島県建築士事務所協会の耐震診断等評価委員会又はこれと同等であると町長が認める耐震診断評価機関において、適切である旨の耐震診断評価を受けた実績がある者。
※登録条件Aと登録条件Bの両方に該当する必要があります。	

## ■登録申請方法

登録を希望される方は、「坂町木造住宅耐震診断資格者名簿登録申請書」に記入の上、必要書類を添えて登録申請期間内に坂町役場 3 階 都市計画課へ提出してください。

## ■登録に必要な書類

- ・ 坂町木造住宅耐震診断資格者名簿登録申請書
- ・ 建築士免許証の写し
- ・ 建築士事務所登録通知書の写し
- ・ 町長が必要と認める書類等

## ■登録申請期間

**随時受け付けております。**

## ■登録通知書の発行等

登録された方には、「坂町木造住宅耐震診断資格者名簿」に登録するとともに、坂町のホームページ及び坂町役場 都市計画課の窓口において町民等の閲覧用として提供されます。なお、名簿登録は申請受付順となります。

## ■登録における注意事項等について

- 1 耐震診断を依頼する者には、誠意を持って対応し、実施した耐震診断の内容に関する問い合わせについては、責任を持って対処すること。
- 2 町民に対して不当に耐震改修の勧誘等をしないこと。
- 3 名簿に登録されることについて、所属先の同意がなされていること。
- 4 坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱の内容を理解し、耐震診断についての知識及び技能の維持向上に努めること。

**※その他の注意事項等については申請書に記載されていますので、申請書作成の際に十分にご確認いただき、納得の上、申請してください。**